

令和4年度 積算基準の改定について

令和4年7月7日

北陸地方整備局

港湾空港部 港湾事業企画課

目次

I. はじめに

II. 令和4年度

港湾請負工事積算基準等の改定

- II-1. 第1部 港湾土木請負工事積算基準の改定
- II-2. 第3部 その他の積算基準の改定
- II-3. その他（船舶供用係数 β の改定等）
- II-4. 船舶および機械器具等の損料算定基準の改定
- II-5. 各種実態調査

III. その他

- III-1. 低入札価格調査基準計算式の改定（工事）
- III-2. 工事費内訳書の提出様式について（情報提供）
- III-3. 諸経費検証モデル工事の試行（情報提供）

I. はじめに

I. はじめに

・港湾請負工事積算基準の目的

「港湾及び海岸土木工事の予定価格の基礎となる積算価格を算出するためのもの」

・積算基準の改定

- ・品質確保及び適正な利潤の確保
- ・施工環境の変化を予定価格に適切に反映

Ⅱ. 積算基準等の改定内容

1. 第1部 港湾土木請負工事積算基準の改定
2. 第3部 その他の積算基準の改定
3. その他の改定
4. 船舶および機械器具等の損料算定基準の改定
5. 各種実態調査

目次

1. 第1部 第1部 港湾土木請負工事積算基準の改定

1. 積算の総則

- 2. 適用の範囲の改定

2. 積算の通則

- 1-1 通則の改定
- 3-2-2 現場管理費に含まれる項目を改定(動力・用水光熱費、公共事業労務費調査を追加)

3. 直接工事費

- 付属資料-1 作業能力等の改定(起重機船(非航旋回)25t吊を削除)
- 補足資料-1 別表 主な港湾工事用作業船の積算基準上の扱いを改定(潜水土船、安全監視船を追加)

4. 間接工事費

- 共通仮設費 2-1 一般事項の改定(海上輸送に要する補正)
- 共通仮設費 2-4 準備費の改定
- 共通仮設費 2-6 安全費の改定(気象海象情報料を追記)他

5. 一般管理費等

- 一般管理費率等の改定

6. 直接工事費の施工歩掛

- 各工種 潜水土船規格の改定(D180PS型→D270PS型)
- 4.本体工 4.1ケーソン式 起重機船規格の改定(非航旋回 鋼D150t吊 →非航旋回 鋼D200t吊)
- 8.消波工 ブロック製作工(特殊養生含む)の歩掛を改定(型枠工及びコンクリート打設工を市場単価化)他
- 16.仮設工 5.安全対策の改定

7. 間接工事費の施工歩掛

- 1.回航・えい航費 回航・えい航自力回航船舶の改定(潜水土船、安全監視船を追加) 他
- 2.運搬費 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬の改定
- 5.安全費 3.安全対策の改定

2. 第3部 その他の積算基準 の改定

- 1. 計画・開発・調査等業務 積算の構成の改定(委員会経費を明記)
- 2. 測量・調査等業務 積算ツリーの改定(調査・準備を明記)
- 2. 6. 潜水探査業務 潜水土船規格の改定

単価表

- **就業時間別船員供用係数(β)の改定**
- 起重機船(非航旋回)規格の改定(非航旋回 鋼D150t吊 →非航旋回 鋼D200t吊)
- 潜水土船規格の改定(海岸除く)(D180PS型→D270PS型)

3. その他

- 各種実態調査について
- **船舶および機械器具等の損料算定基準の改定**について

積算の総則（基準：P1-1-1）

2. 適用の範囲の改定 → **現場条件等を考慮した適正な積算を実施**するため、土木工事標準積算基準と記載を統一

<p>改定前</p>	<p>1節 総 則</p> <p>1. 目 的 この積算基準は、港湾および海岸土木請負工事の予定価格の基礎となる積算価格を算出するためのものである。</p> <p>2. 適用の範囲 この積算基準は、国土交通省直轄の港湾および海岸土木工事を請負施工する場合における工事費の積算に適用する。</p>
<p>改定後</p>	<p>1節 総 則</p> <p>1. 目 的 この積算基準は、港湾および海岸土木請負工事の予定価格の基礎となる積算価格を算出するためのものである。</p> <p>2. 適用の範囲 この積算基準は、国土交通省直轄の港湾および海岸土木工事を請負施工する場合における工事費の積算に適用する。 <u>ただし、本基準によることが著しく不適當又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。</u></p>

直接工事費（基準：P2-1-(15)）

補足資料-1 別表 主な港湾工事用作業船の積算基準上の扱いを改定

→潜水士船、安全監視船を追加

改定前

〈付属作業船〉			
揚錨船		○	
引船・押船		○	
<u>交通船</u>		○	
ガット船	○		
ガットバージ		○	
土運船・押航土運船	○		
台船		○	

改定後

〈付属作業船〉			
揚錨船		○	
引船・押船		○	
<u>交通船、潜水士船、安全監視船</u>		○	
ガット船	○		
ガットバージ		○	
土運船・押航土運船	○		
台船		○	



間接工事費（基準：P2-2-2）

共通仮設費 2-1一般事項 **海上輸送に要する補正の改定**

→ 実態調査に基づき「補正係数」等を改定

→ あわせて、**加算から乗じる方式へ改定**

改定前

②海上輸送に要する補正

海上作業がある工事については、労務者および作業船乗組員等の海上輸送費用として「表-①共通仮設費率」により求めた率に下表の補正値を加算する。

なお、海上作業とは作業員および作業船乗組員が陸路で直接現場までの移動が困難な場合をいう。

陸上作業と混在する場合の計上の有無および適用工種区分についての判断基準は当該工事の金額によるものとする。

表-3 工種区分別の共通仮設費率補正表

工種区分		補正 <u>値</u> (%)
港湾 工事	浚渫工事	<u>0.8</u>
	構造物工事	<u>0.6</u>
海岸工事（港湾に関わる海岸）		0.6

改定後

②海上輸送に要する補正

海上作業がある工事については、現場労務者、現場従業員および作業船乗組員等の海上輸送費用として「表-①共通仮設費率」により求めた率に下表の補正係数を乗じるものとする。

なお、海上作業とは現場労務者、現場従業員および作業船乗組員が陸路で直接現場までの移動が困難な場合をいう。

陸上作業と混在する場合の計上の有無の判断基準は海上作業の有無によるものとし、海上作業がある場合は、補正係数を乗じるものとする。

また、現場条件や施工内容により、別途計上できるものとする。

表-3 工種区分別の共通仮設費率補正表

工種区分		補正 <u>係数</u>
港湾 工事	浚渫工事	<u>1.28</u>
	構造物工事	<u>1.68</u>

注）海岸工事（港湾に関わる海岸）について、海上作業がある工事は、別途計上するものとする。

③共通仮設費率補正の計算

共通仮設費率 = 共通仮設費率 (Kr) × **海上輸送に要する補正係数** + 施工地域、工事場所による補正値

(小数第3位四捨五入)

一般管理費等 (基準: P2-3-1)

一般管理費等 **一般管理費等率の改定**

改定前

表-④ 一般管理費等率

工事原価 適用 区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする
		a	b	
一般管理費等率	<u>22.72%</u>	<u>-5.48972</u>	<u>59.4977</u>	<u>7.47%</u>

一般管理費等率の算定式

$$G_p = a \cdot \log(C_p) + b \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

ただし、

G_p : 一般管理費等率 (%)

C_p : 工事原価 (円)

改定後

表-④ 一般管理費等率

工事原価 適用 区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする
		a	b	
一般管理費等率	<u>23.57%</u>	<u>-4.97802</u>	<u>56.92101</u>	<u>9.74%</u>

一般管理費等率の算定式

$$G_p = a \cdot \log(C_p) + b \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

ただし、

G_p : 一般管理費等率 (%)

C_p : 工事原価 (円)

- 最新の本社経費の実態を反映し改定
- 港湾工事の場合 直接工事費1億円の工事では、一般管理費率 約1.6%増 (約2.2百万円)

直接工事費の施工歩掛 (基準: P3-1-47)

【浚渫・土捨工 抜粋】

1. 浚渫・土捨工 → 潜水土船規格の改定 (180PS → **270PS**)

改定前

①排砂管 (海底管) 設置・撤去 60m当り

名称	形状寸法	単位	船種・規格区分		摘要
			[1]	[2]	
揚 錨 船	鋼D t吊	日	0.5		就業8H
台 船	鋼 200t積	〃	0.5		〃
潜 水 士 船	<u>D180PS型</u> 3~5t吊	〃	0.5		〃
引 船	鋼D 250PS型	〃	0.5		運2H/就8H
引 船	鋼D 200PS型	〃	0.5		〃
ラフテレーンクレーン	(油) 25t吊	〃	0.7	0.5	標準運転時間
空 気 圧 縮 機	5.0m ³ /min	〃	0.5		
普 通 作 業 員		人	9.4	6.5	
雑 材 料					

改定後

①排砂管 (海底管) 設置・撤去 60m当り

名称	形状寸法	単位	船種・規格区分		摘要
			[1]	[2]	
揚 錨 船	鋼D t吊	日	0.5		就業8H
台 船	鋼 200t積	〃	0.5		〃
潜 水 士 船	<u>D270PS型</u> 3~5t吊	〃	0.5		〃
引 船	鋼D 250PS型	〃	0.5		運2H/就8H
引 船	鋼D 200PS型	〃	0.5		〃
ラフテレーンクレーン	(油) 25t吊	〃	0.7	0.5	標準運転時間
空 気 圧 縮 機	5.0m ³ /min	〃	0.5		
普 通 作 業 員		人	9.4	6.5	
雑 材 料					

直接工事費の施工歩掛 (基準: P3-3-12,14,18)

【基礎工 抜粋】

3. 基礎工 → 潜水士船規格の改定 (180PS → 270PS)

改定前

2) 代価表

(1) 合成樹脂系マット敷設 1日 (m²) 当り

名称	形状寸法	単位	数量		摘要
			単機潜水方式	2人潜水方式(仮)	
合成樹脂系マット		m ²			割増しを含む
クレーン付台船	35~40t吊	日	1		運8H/就8H
引 船	綱D300PS型	〃	1		運2H/就8H
① 潜水士船	<u>D180PS型</u> 3~5t吊	〃	4	-	就業8H
② 潜水士船	<u>D180PS型</u> 3~5t吊	〃	-	4	就業8H
とび工		人	1		
普通作業員		〃	9 (5)		() 270PS型に準じ
雑材料					

2) 代価表

(1) 捨石投入 1,000m³当り

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
捨 石	~ kg/個	m ³	1,000×(1+W/100)	割増しを含む
潜水士船	<u>D180PS型</u> 3~5t吊	日	1,000×(1+W/100)/Q	就業8H
雑材料				

3) 代価表

(1) 捨石本均し・荒均し (水中) 1日 (m²) 当り

名称	形状寸法	単位	数量		摘要
			単機潜水方式	2人潜水方式(仮)	
目 潰 石		m ³			
① 潜水士船	<u>D180PS型</u> 3~5t吊	日	1	-	就業8H
② 潜水士船	<u>D180PS型</u> 3~5t吊	日	-	1	就業8H
雑材料					

改定後

2) 代価表

(1) 合成樹脂系マット敷設 1日 (m²) 当り

名称	形状寸法	単位	数量		摘要
			単機潜水方式	2人潜水方式(仮)	
合成樹脂系マット		m ²			割増しを含む
クレーン付台船	35~40t吊	日	1		運8H/就8H
引 船	綱D300PS型	〃	1		運2H/就8H
① 潜水士船	<u>D270PS型</u> 3~5t吊	〃	4	-	就業8H
② 潜水士船	<u>D270PS型</u> 3~5t吊	〃	-	4	就業8H
とび工		人	1		
普通作業員		〃	9 (5)		() 270PS型に準じ
雑材料					

2) 代価表

(1) 捨石投入 1,000m³当り

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
捨 石	~ kg/個	m ³	1,000×(1+W/100)	割増しを含む
潜水士船	<u>D270PS型</u> 3~5t吊	日	1,000×(1+W/100)/Q	就業8H
雑材料				

3) 代価表

(1) 捨石本均し・荒均し (水中) 1日 (m²) 当り

名称	形状寸法	単位	数量		摘要
			単機潜水方式	2人潜水方式(仮)	
目 潰 石		m ³			
① 潜水士船	<u>D270PS型</u> 3~5t吊	日	1	-	就業8H
② 潜水士船	<u>D270PS型</u> 3~5t吊	日	-	1	就業8H
雑材料					

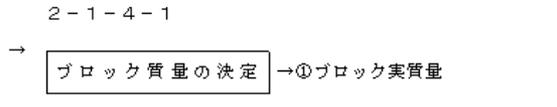
直接工事費の施工歩掛 (基準: P3-8-3,4)

8. 消波工 → **市場単価化**に伴う、**ブロック製作工の改定**

改定前

2-1-3 代価表作成手順
[ブロック製作の積算]

・ブロック諸元

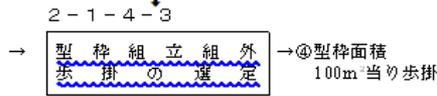


↓

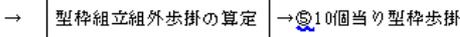
・ブロック実質量
・現場条件



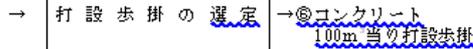
①ブロック実質量



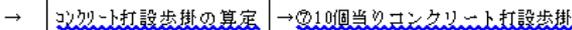
④型枠面積
100m²当り歩掛
・10個当り型枠面積



①ブロック実質量



⑥コンクリート
100m²当り打設歩掛
・10個当りコンクリート量



改定後

2-1-3 代価表作成手順
[ブロック製作の積算]

・ブロック諸元

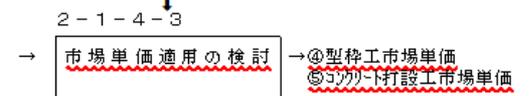


↓

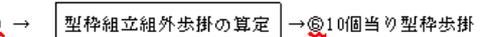
・ブロック実質量
・現場条件



①ブロック実質量



・型枠組立組外
100m²当り歩掛(クレーン)



・コンクリート打設
100m²当り歩掛(クレーン)



直接工事費の施工歩掛 (基準: P3-8-6)

8. 消波工 → **市場単価化**に伴う、**ブロック製作工歩掛の改定**

改定前

6) 代価表

(1) 異形ブロック製作 10個当り

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
レディーミクストコンクリート		m ³	$V \times (1+W/100) \times 10$	割増しを含む
型 枠 賃 料		m ²	$A \times 10$	
鉄 筋		kg	$R_i \times (1+W/100) \times 10$	割増しを含む
吊 鉄 筋		kg	$R_j \times (1+W/100) \times 10$	割増しを含む
鉄 筋 加 工 組 立	一般構造物	kg	$\Sigma R_i \times 10$	市場単価(土木工・鉄筋工)
吊 鉄 筋 加 工 組 立	一般構造物	kg	$\Sigma R_j \times 10$	市場単価(土木工・鉄筋工)
世 話 役		人	$\frac{A \times 10 \times a / 100}{V \times 10 \times b / 100}$	
特 殊 作 業 員		人	$\frac{A \times 10 \times a / 100}{V \times 10 \times b / 100}$	
普 通 作 業 員		人	$\frac{A \times 10 \times a / 100}{V \times 10 \times b / 100}$	
ラフテレーンクレーン (型枠工用、製作転置用)	油)t吊	日	$A \times 10 \times a / 100$	標準運転時間
ラフテレーンクレーン (コンクリート工用、製作転置用)	油)t吊	日	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$	標準運転時間
クローラクレーン (コンクリート工用、製作転置用)	(油)t吊	日	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$	標準運転時間
雑 材		%	本節 2-1-4-3	労務費の%

- 注) 1.V:ブロック1個当りコンクリート設計量 (m³)
 2.A:ブロック1個当り型枠面積 (m²)
 3.R_i, R_j:ブロック1個当り鉄筋または吊鉄筋質量(kg)
 4.a:型枠100m²当り組立組外歩掛(m²)
 5.b:コンクリート100m³当り打設歩掛(m³)
 6.W:材料割増率(%)
 7.数量は、小数3位四捨五入とする。
 8.材料割増率は、「本節 1-5-2 材料割増率」による。
 9.架台、ベッド等が必要な場合は、別途計上する。
 10.連結鉄筋、連結金具が必要な場合は、別途計上する

改定後

6) 代価表

(1) 異形ブロック製作 10個当り

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
レディーミクストコンクリート		m ³	$V \times (1+W/100) \times 10$	割増しを含む
型 枠 賃 料		m ²	$A \times 10$	
鉄 筋		kg	$R_i \times (1+W/100) \times 10$	割増しを含む
吊 鉄 筋		kg	$R_j \times (1+W/100) \times 10$	割増しを含む
鉄 筋 加 工 組 立	一般構造物	kg	$\Sigma R_i \times 10$	市場単価(土木工・鉄筋工)
吊 鉄 筋 加 工 組 立	一般構造物	kg	$\Sigma R_j \times 10$	市場単価(土木工・鉄筋工)
型 枠 工		m ²	$A \times 10$	市場単価
コンクリート打設工		m ³	$V \times 10$	市場単価
ラフテレーンクレーン (型枠工用、製作転置用)	油)t吊	日	$A \times 10 \times a / 100$	標準運転時間
ラフテレーンクレーン (コンクリート工用、製作転置用)	油)t吊	日	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$	標準運転時間
クローラクレーン (コンクリート工用、製作転置用)	(油)t吊	日	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$	標準運転時間

- 注) 1.V:ブロック1個当りコンクリート設計量 (m³)
 2.A:ブロック1個当り型枠面積 (m²)
 3.R_i, R_j:ブロック1個当り鉄筋または吊鉄筋質量(kg)
 4.a:型枠100m²当り組立組外歩掛(m²)
 5.b:コンクリート100m³当り打設歩掛(m³)
 6.W:材料割増率(%)
 7.数量は、小数3位四捨五入とする。
 8.材料割増率は、「本節 1-5-2 材料割増率」による。
 9.架台、ベッド等が必要な場合は、別途計上する。
 10.連結鉄筋、連結金具が必要な場合は、別途計上する

直接工事費の施工歩掛 (基準: P3-8-(3))

8. 消波工 補足資料-1 → ブロック製作工の市場単価化に伴う改定
 → **特殊養生 (給熱養生) も市場単価化**

改定前

5. 特殊養生 (異形ブロック)

1) 適用範囲

35.5t以下 (実質量) の異形ブロックの現地製作において特殊養生を行う場合に適用する。特殊養生は、練炭による給熱養生を対象とする。特殊養生工の適用期間は、日平均気温が4℃以下となる場合に適用し、養生方法は構造物をシートなどで囲い練炭にて給熱する。

2) 代価表

(1) 特殊養生 ブロック実質量12.5t以下 100m³当り

名称	形状寸法	単位	ブロック実質量				概要
			0.25以上 2.2t以下	2.2tを超え 4.5t以下	4.5tを超え 6.5t以下	6.5tを超え 12.5t以下	
世話役		人	1.7	1.1	0.9	0.7	
普通作業員		人	10.8	6.5	5.2	4.1	
練炭	高4号	個	424	243	188	139	
雑材料		%	6				

注) 1. 上記歩掛は、練炭を使用した場合である。

2. 上記歩掛は、給熱養生を3日程度としたもので、養生囲いの設置・撤去を含んでいる

3. 雑材料は、練炭火鉢および養生囲い材料 (シート、栈木等) 等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた額を計上する。

改定後

(削除)

間接工事費の施工歩掛（基準：P5-1-5,15）

1. 回航・えい航費

→回航・えい航用引船の選定について明確化

改定前

2-2-4 回航用引船の選定

1) 回航用引船と被回航船舶の組合せ

回航用引船と被回航船舶の組合せは、「回航用引船と被回航船舶の組合せ表」を標準とする。

ただし、気象、海象および回航ルート等現場条件により、標準組合せが不適当な場合は、引船規格、隻数を別途考慮することができる。

3-2-4 えい航用引船の選定

1) えい航用引船と被えい航船舶の組合せ

えい航用引船と被えい航船舶の組合せは、「えい航用引船と被えい航船舶の組合せ表」を標準とする。

ただし、気象海象等現場条件により、標準組合せが不適当な場合は、引船規格、隻数を別途考慮することができる。

改定後

2-2-4 回航用引船の選定

1) 回航用引船と被回航船舶の組合せ

回航用引船と被回航船舶の組合せは、「回航用引船と被回航船舶の組合せ表」を標準とする。

ただし、気象、海象および回航経路の現場状況により、標準組合せが不適当な場合（航行環境が厳しい外洋、狭隘な海域、潮流が速い海域、航行船舶が多い海域を回航する場合等）は、引船規格、隻数を別途考慮することができる。

3-2-4 えい航用引船の選定

1) えい航用引船と被えい航船舶の組合せ

えい航用引船と被えい航船舶の組合せは、「えい航用引船と被えい航船舶の組合せ表」を標準とする。

ただし、気象、海象およびえい航経路の現場状況により、標準組合せが不適当な場合（航行環境が厳しい外洋、狭隘な海域、潮流が速い海域、航行船舶が多い海域をえい航する場合等）は、引船規格、隻数を別途考慮することができる。

間接工事費の施工歩掛 (基準: P5-1-6,8)

1. 回航・えい航費

→ **自力回航船の追記改定**

改定前

2-2-5 航行速度

1) 回航用引船の航行速度

航行区分	航行速度	摘要
回航時	5ノット (9.3km/h)	
独航時	10ノット (18.5ノット)	

2) 自力回航船の航行速度

船種	航行速度	摘要
起重機船 (自航旋回)、揚錨船、押船	8ノット (14.8km/h)	
ガット船、引船	10ノット (18.5ノット)	

(5) 自力回航船舶の燃料消費量

自力回航船舶の運転1時間当りの燃料消費量は、下式による。

自航起重機船; 燃料消費量 (ℓ/h) = 主機関の定格出力
 $\times 0.191 \ell / \text{kW} \cdot \text{h}$ (小数2位四捨五入)

ガット船; 燃料消費量 (ℓ/h) = 主機関の定格出力
 $\times 0.277 \ell / \text{kW} \cdot \text{h}$ (小数2位四捨五入)

揚錨船・引船・押船; 燃料消費量 (ℓ/h) = 主機関の定格出力
 $\times 0.155 \ell / \text{kW} \cdot \text{h}$ (小数2位四捨五入)

改定後

2-2-5 航行速度

1) 回航用引船の航行速度

航行区分	航行速度	摘要
回航時	5ノット (9.3km/h)	
独航時	10ノット (18.5ノット)	

2) 自力回航船の航行速度

船種	航行速度	摘要
起重機船 (自航旋回)、揚錨船、押船	8ノット (14.8km/h)	
ガット船、引船、 <u>潜水士船、安全監視船</u>	10ノット (18.5ノット)	

(5) 自力回航船舶の燃料消費量

自力回航船舶の運転1時間当りの燃料消費量は、下式による。

自航起重機船; 燃料消費量 (ℓ/h) = 主機関の定格出力
 $\times 0.191 \ell / \text{kW} \cdot \text{h}$ (小数2位四捨五入)

ガット船; 燃料消費量 (ℓ/h) = 主機関の定格出力
 $\times 0.277 \ell / \text{kW} \cdot \text{h}$ (小数2位四捨五入)

揚錨船・引船・押船; 燃料消費量 (ℓ/h) = 主機関の定格出力
 $\times 0.155 \ell / \text{kW} \cdot \text{h}$ (小数2位四捨五入)

潜水士船; 燃料消費量 (ℓ/h) = 主機関の定格出力
 $\times 0.108 \ell / \text{kW} \cdot \text{h}$ (小数2位四捨五入)

安全監視船; 燃料消費量 (ℓ/h) = 主機関の定格出力
 $\times 0.046 \ell / \text{kW} \cdot \text{h}$ (小数2位四捨五入)

間接工事費の施工歩掛 (基準: P5-2-6)

2. 運搬費

→質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬の改定
土木工事標準積算基準と記載を統一

改定前

3) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
質量20t以上の建設機械器具の搬入、又は搬出の積算は運搬車
両1台ごとに次式により行うものとする。

$$U_k = [A \cdot (1 + C_1 + C_2 + C_3 + C_4) + B] \cdot D + M + K \text{ (または } K')$$

ただし U_k : 貨物自動車による運搬費

A : 基本運賃料金

各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。

なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。発地・着地で運輸局が異なる場合は、発注機関の存在する運輸局を適用する。

また、基本運賃料金の10%の範囲での増減運用は一般の場合は適用しない。

B : 諸料金

a. 地区割増料

貨物の発地又は着地が、東京都(特別区に限る)又は、住民基本台帳に基づく人口が50万人以上の都市の場合には、各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸し切り運賃」の地区割増料を加算する。

ただし、貨物の発地及び着地が同一都市内又は隣接都市間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ加算する。

b. 車両割増料……適用しない。

改定後

3) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

① 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費用

質量20t以上の建設機械の貨物自動車等の運搬は次式により行うものとする。

$$U_k = A + M + K \text{ (又は } K')$$

ただし U_k : 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費

A : 基本運賃料金(円)

表3.1によるものとする。

なお、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

また、基本運賃は下表に掲げてある運搬割増(特大品、悪路、冬期、深夜早朝、地区等)の有無にかかわらず適用出来る。

ただし、陸上輸送以外が必要な場合は、これに要する費用を別途計上すること。

M : その他の諸料金(円)

1) 組立、解体に要する費用

重建設機械の組立、解体に要する費用は別途加算する。

2) その他下記事項の料金を必要により計上する。

a 荷役機械使用料

b 自動車航送船使用料

c 有料道路利用料

d その他

K : 運搬される建設機械の運搬中の賃料(円)

K' : 運搬される建設機械の運搬中の損料(円)

運搬される建設機械(被運搬建設機械)の運搬中の賃料又は損料を計上する。

積算方法は、「②運搬される建設機械の運搬中の賃料および損料」による。

*建設機械運搬方法等は表3.2による。

間接工事費の施工歩掛 (基準：P5-2-7)

2. 運搬費

→質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬の改定
土木工事標準積算基準と記載を統一

改定前

表3.1 運賃割増率

割増項目	適用範囲		割増率	
特大品割増 (C1)	建設機械類	使用車両積載トン数15t未満	6割増	
		" 15t以上	7 "	
	その他	単体の長 (m)	単体の質量 (t)	-
		12 ≤ L < 15	1 ≤ G < 15	8 "
		15 ≤ L < 20	-	10 "
(注) 3	20 ≤ L	15 ≤ G	12 "	
悪路割増 (C2)	道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車以外の場所に限る。		3 "	

割増項目	地域	期間	割増率
	冬期割増 (C3)	北海道	
青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、宮城県全域		自12月1日 至3月31日	
岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、土閉伊郡、下閉伊郡、若手郡、和賀郡、福島県のうち、会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、前沼郡、岐阜県のうち高山市、大野郡、盲城郡、益田郡、郡山市			
深夜割増 (C4)	運搬時間を「22～5時」に指定する場合。		2割増

改定後

(削除)

間接工事費の施工歩掛 (基準：P5-2-7)

2. 運搬費

→質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬の改定
土木工事標準積算基準と記載を統一

改定前

記載なし

改定後

表 3.1 基本運賃表

貨物自動車規格	機械名	規格	20kmまで(円)	50kmまで(円)	100kmまで(円)	150kmまで(円)	200kmまで(円)	200kmを超え20kmまで増す毎に(円)
20t車以上 30t車まで	路面切削機	2.0m	62,500	76,000	98,000	120,500	142,500	8,900
	スタビライザ	深0.6m幅 2.0m						
	スタビライザ	深1.2m幅 2.0m						
	自走式破砕機	クラッシュ シャシ寸法 開450mm 幅925mm						
	油圧式杭圧入引抜機	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用						
	バックホウ(超容量型)	山積0.4m ³ 平積0.3m ³						
	各種	-						

注) 1. 450kmを超える場合は別途考慮する。
2. 誘導車、誘導員の費用は含んでいる。

Ⅱ-2. 第3部 その他の積算基準の改定

その他の積算基準 (基準：P1-1-1)

1. 設計等業務 1. 計画・開発・調査等業務

→積算の通則 積算価格の構成の改定

→**委員会経費を明記**

改定前

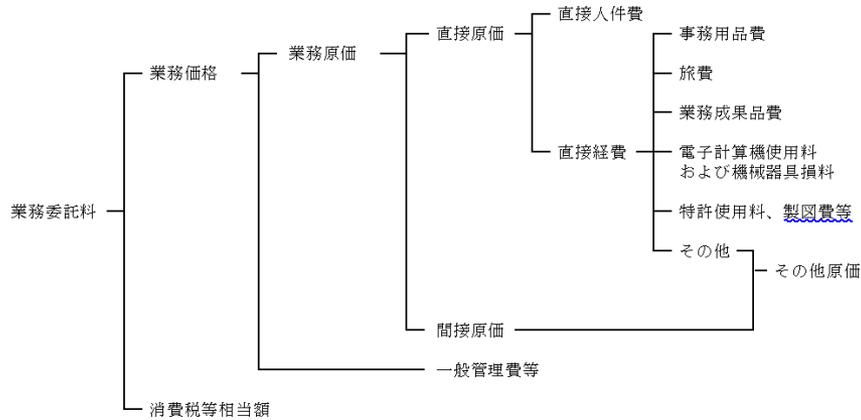
1節 計画・開発・調査等業務

1. 積算の通則

1-1 適用範囲

この積算基準は、港湾事業に係る設計等業務（計画・開発・調査等業務および設計業務）に適用する。

1-2 積算価格の構成



改定後

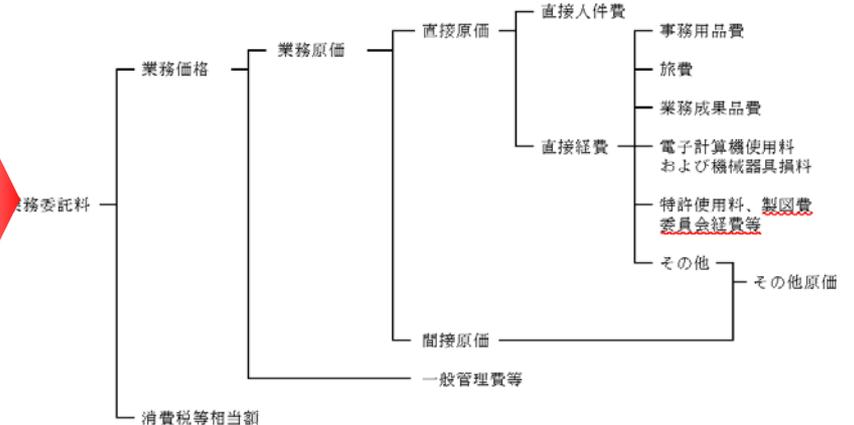
1節 計画・開発・調査等業務

1. 積算の通則

1-1 適用範囲

この積算基準は、港湾事業に係る設計等業務（計画・開発・調査等業務および設計業務）に適用する。

1-2 積算価格の構成



Ⅱ-2. 第3部 その他の積算基準の改定

その他の積算基準（基準：P2-1-5）

【測量業務 抜粋】

2. 測量・調査等業務 1. 測量業務

→積算ツリーの改定

→未制定歩掛として、「協議・報告」を明記

改定前

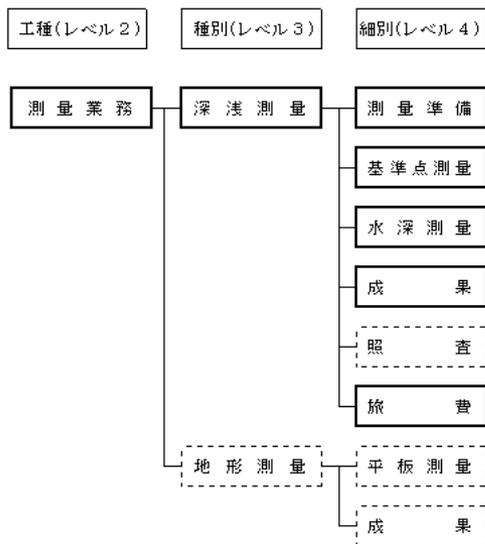
3. 深淺測量

3-1 総則

3-1-1 適用範囲

港湾の計画および工事施工のための深淺測量を実施する場合に適用する。

3-1-2 積算ツリー



注) : 本節で取扱う調査歩掛
 : 調査条件を勘案し別途積算する調査歩掛（未制定歩掛）

改定後

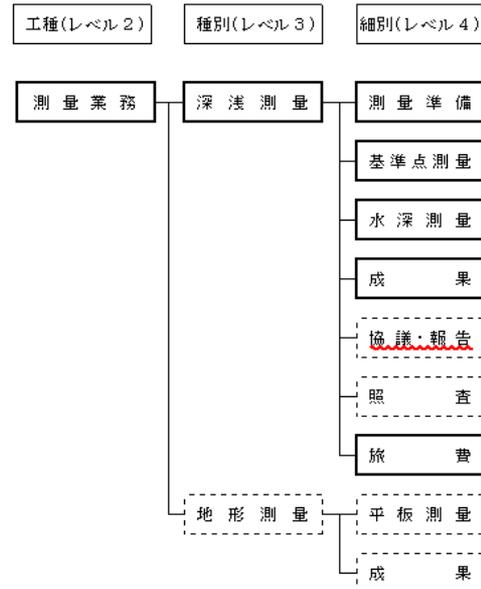
3. 深淺測量

3-1 総則

3-1-1 適用範囲

港湾の計画および工事施工のための深淺測量を実施する場合に適用する。

3-1-2 積算ツリー



注) : 本節で取扱う調査歩掛
 : 調査条件を勘案し別途積算する調査歩掛（未制定歩掛）

その他の積算基準（基準：P2-6-6）

2. 測量・調査等業務 6. 潜水探査業務 → 潜水土船規格の改定（180PS→**270PS**）

改定前

(2) 代価表

潜水探査 1日当り (m²)

名称	形状寸法	単位	数量		摘要
			単機潜水方式	2人潜水方式(交互)	
① 潜水土船	<u>D180PS型</u> 3~5t吊	日	1	-	就業8H
② 潜水土船	<u>D180PS型</u> 3~5t吊	日	-	1	就業8H
機雷探査機	潜水式 20型	〃	1		損料
雑材料		%	3		ジェットポンプ燃料を計



改定後

(2) 代価表

潜水探査 1日当り (m²)

名称	形状寸法	単位	数量		摘要
			単機潜水方式	2人潜水方式(交互)	
① 潜水土船	<u>D270PS型</u> 3~5t吊	日	1	-	就業8H
② 潜水土船	<u>D270PS型</u> 3~5t吊	日	-	1	就業8H
機雷探査機	潜水式 20型	〃	1		損料
雑材料		%	3		ジェットポンプ燃料を計

その他の積算基準 (基準: P3-1-5)

3. **土質調査業務** →積算ツリーの改定 → **未制定歩掛として、「協議・報告」を明記**

改定前

3. 土質調査

3-1 総 則

3-1-1 適用範囲

港湾の計画および工事施工のための土質調査を実施する場合に適用する。

3-1-2 積算ツリー



改定後

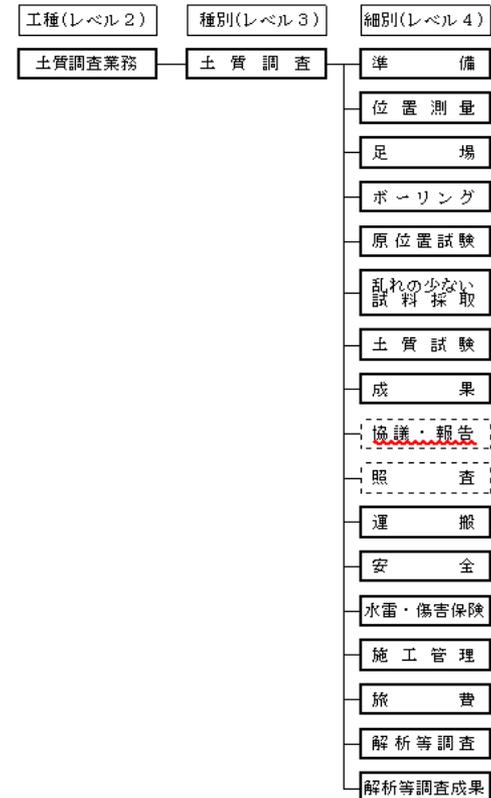
3. 土質調査

3-1 総 則

3-1-1 適用範囲

港湾の計画および工事施工のための土質調査を実施する場合に適用する。

3-1-2 積算ツリー



単価表（基準：単-10）

割増対象賃金費の改定に伴い、就業時間別船員供用係数(β)の改定

改定前

別表-4 就業時間別の船員供用係数

船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (1ワッチ制)

係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考
		就業時間 8H		就業時間 9H		就業時間 10H		就業時間 11H		
		[超勤時間 0H]		[超勤時間 1H]		[超勤時間 2H]		[超勤時間 3H]		
		[深夜時間 0H]		[深夜時間 0H]		[深夜時間 0H]		[深夜時間 0H]		
		総長・総副長	普通船員	総長・総副長	普通船員	総長・総副長	普通船員	総長・総副長	普通船員	
1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.31	1.42	1.42	1.53	1.53	
2	1.80	1.30	1.30	1.41	1.41	1.52	1.52	1.63	1.63	
3	2.05	1.45	1.45	1.56	1.56	1.67	1.67	1.78	1.78	
4	2.25	1.60	1.60	1.71	1.71	1.82	1.82	1.93	1.93	
5	2.45	1.70	1.70	1.81	1.81	1.92	1.92	2.03	2.03	
6	2.65	1.80	1.80	1.91	1.91	2.02	2.02	2.13	2.13	
7	2.90	1.95	1.95	2.06	2.06	2.17	2.17	2.28	2.28	
8	3.20	2.15	2.15	2.26	2.26	2.37	2.37	2.48	2.48	
9	3.70	2.40	2.40	2.51	2.51	2.62	2.62	2.73	2.73	

船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (2ワッチ制)

係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考
		就業時間 16H		就業時間 18H		就業時間 20H		就業時間 22H		
		[超勤時間 0H]		[超勤時間 2H]		[超勤時間 4H]		[超勤時間 6H]		
		[深夜時間 1H]		[深夜時間 3H]		[深夜時間 4H]		[深夜時間 6H]		
		総長・総副長	普通船員	総長・総副長	普通船員	総長・総副長	普通船員	総長・総副長	普通船員	
1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.34	1.46	1.46	1.59	1.60	
2	1.80	1.31	1.31	1.44	1.44	1.56	1.56	1.69	1.70	
3	2.05	1.46	1.46	1.59	1.59	1.71	1.71	1.84	1.85	
4	2.25	1.61	1.61	1.74	1.74	1.86	1.86	1.99	2.00	
5	2.45	1.71	1.71	1.84	1.84	1.96	1.96	2.09	2.10	
6	2.65	1.81	1.81	1.94	1.94	2.06	2.06	2.19	2.20	
7	2.90	1.96	1.96	2.09	2.09	2.21	2.21	2.34	2.35	
8	3.20	2.16	2.16	2.29	2.29	2.41	2.41	2.54	2.55	
9	3.70	2.41	2.41	2.54	2.54	2.66	2.66	2.79	2.80	

注) 1. 別表-4における就業時間別船員供用係数(β)は、就業時間8H[超勤時間0H]深夜時間0Hの場合を除き、令和3年3月から適用の割増対象賃金比をもとに算出された就業時間別船員供用係数(β)である。したがって、割増対象賃金比に変更があった場合は、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。
2. 就業時間と超勤時間および深夜時間の関係が別表-4によらない場合についても、同様に、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。
3. 上記船員以外にも潜水士等も対象とする。

改定後

別表-4 就業時間別の船員供用係数

船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (1ワッチ制)

係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考
		就業時間 8H		就業時間 9H		就業時間 10H		就業時間 11H		
		[超勤時間 0H]		[超勤時間 1H]		[超勤時間 2H]		[超勤時間 3H]		
		[深夜時間 0H]		[深夜時間 0H]		[深夜時間 0H]		[深夜時間 0H]		
		総長・総副長	普通船員	総長・総副長	普通船員	総長・総副長	普通船員	総長・総副長	普通船員	
1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.31	1.42	1.43	1.53	1.54	
2	1.80	1.30	1.30	1.41	1.41	1.52	1.53	1.63	1.64	
3	2.05	1.45	1.45	1.56	1.56	1.67	1.68	1.78	1.79	
4	2.25	1.60	1.60	1.71	1.71	1.82	1.83	1.93	1.94	
5	2.45	1.70	1.70	1.81	1.81	1.92	1.93	2.03	2.04	
6	2.65	1.80	1.80	1.91	1.91	2.02	2.03	2.13	2.14	
7	2.90	1.95	1.95	2.06	2.06	2.17	2.18	2.28	2.29	
8	3.20	2.15	2.15	2.26	2.26	2.37	2.38	2.48	2.49	
9	3.70	2.40	2.40	2.51	2.51	2.62	2.63	2.73	2.74	

船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (2ワッチ制)

係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考
		就業時間 16H		就業時間 18H		就業時間 20H		就業時間 22H		
		[超勤時間 0H]		[超勤時間 2H]		[超勤時間 4H]		[超勤時間 6H]		
		[深夜時間 1H]		[深夜時間 3H]		[深夜時間 4H]		[深夜時間 6H]		
		総長・総副長	普通船員	総長・総副長	普通船員	総長・総副長	普通船員	総長・総副長	普通船員	
1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.35	1.47	1.47	1.60	1.61	
2	1.80	1.31	1.31	1.44	1.45	1.57	1.57	1.70	1.71	
3	2.05	1.46	1.46	1.59	1.60	1.72	1.72	1.85	1.86	
4	2.25	1.61	1.61	1.74	1.75	1.87	1.87	2.00	2.01	
5	2.45	1.71	1.71	1.84	1.85	1.97	1.97	2.10	2.11	
6	2.65	1.81	1.81	1.94	1.95	2.07	2.07	2.20	2.21	
7	2.90	1.96	1.96	2.09	2.10	2.22	2.22	2.35	2.36	
8	3.20	2.16	2.16	2.29	2.30	2.42	2.42	2.55	2.56	
9	3.70	2.41	2.41	2.54	2.55	2.67	2.67	2.80	2.81	

注) 1. 別表-4における就業時間別船員供用係数(β)は、就業時間8H[超勤時間0H]深夜時間0Hの場合を除き、令和4年3月から適用の割増対象賃金比をもとに算出された就業時間別船員供用係数(β)である。したがって、割増対象賃金比に変更があった場合は、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。
2. 就業時間と超勤時間および深夜時間の関係が別表-4によらない場合についても、同様に、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。
3. 上記船員以外にも潜水士等も対象とする。

Ⅱ-3. その他の改定

単価表（基準：単-29）

→潜水士船規格の改定（180PS→270PS）

改定前

19. 潜水士船

①潜水士船 運転1日当り 就業8時間

名称	形状寸法	単位	数量		摘要
			D 180PS型 3~5t吊 132kW		
主燃料	軽油	ℓ	88		
潜水世話役		人	0.20×β		
潜水士		人	1×β		
潜水連絡員		人	1×β		
潜水送気員		人	1×β		
損料	運転	日	1		
〃	供用	日	α		

潜水士船 供用1日当り

名称	形状寸法	単位	数量		摘要
			D 180PS型 3~5t吊 132kW		
潜水世話役		人	0.20		
潜水士		人	1		
潜水連絡員		人	1		
潜水送気員		人	1		
損料	供用	日	1		

改定後

19. 潜水士船

①潜水士船 運転1日当り 就業8時間

名称	形状寸法	単位	数量		摘要
			D 270PS型 3~5t吊 199kW		
主燃料	軽油	ℓ	129		
潜水世話役		人	0.20×β		
潜水士		人	1×β		
潜水連絡員		人	1×β		
潜水送気員		人	1×β		
損料	運転	日	1		
〃	供用	日	α		

潜水士船 供用1日当り

名称	形状寸法	単位	数量		摘要
			D 270PS型 3~5t吊 199kW		
潜水世話役		人	0.20		
潜水士		人	1		
潜水連絡員		人	1		
潜水送気員		人	1		
損料	供用	日	1		

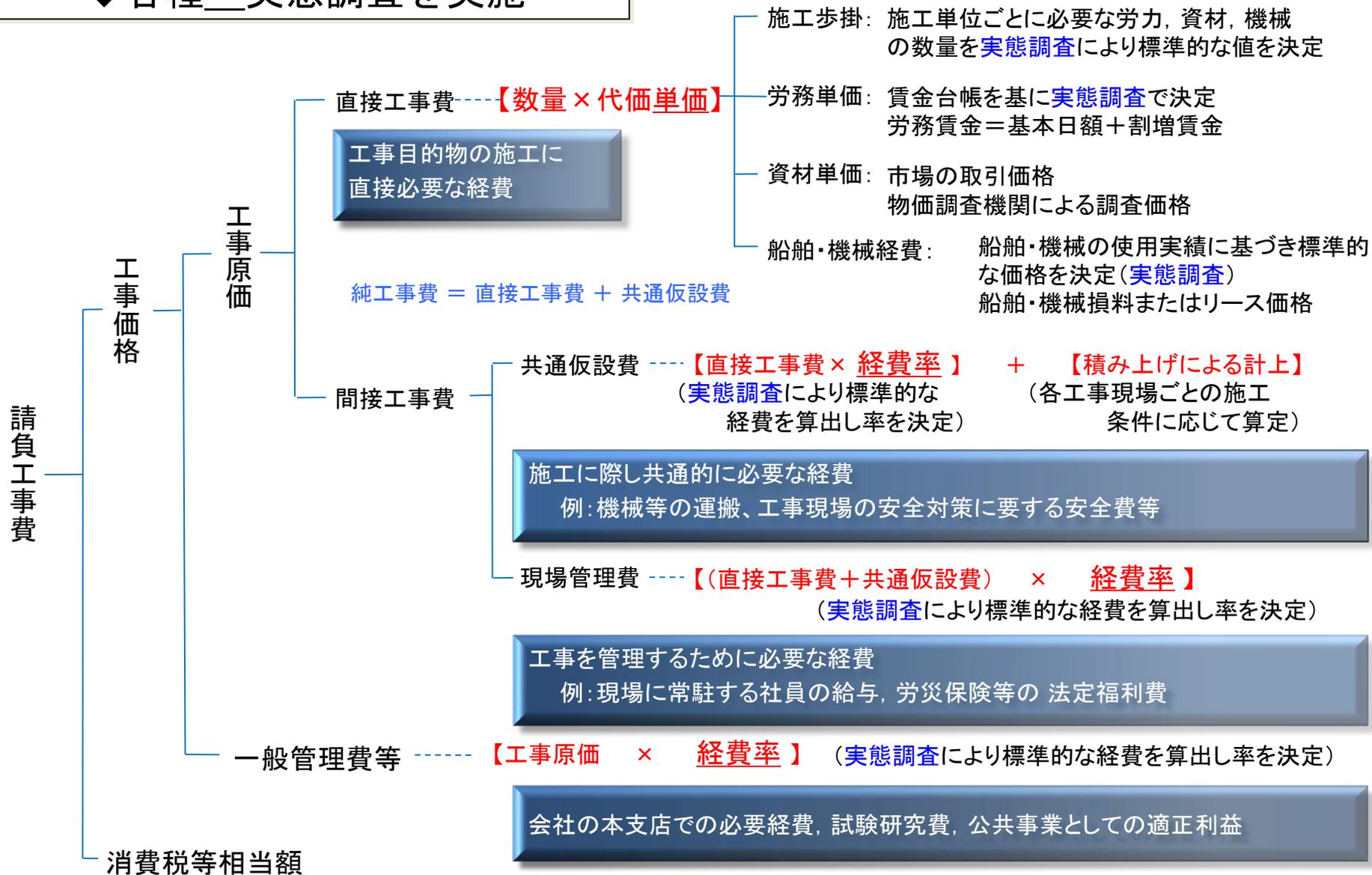
Ⅱ-4. 船舶および機械器具等の損料算定基準の改定

- 作業船等の損料算定基準は、実態調査結果を基に2年に1回のサイクルで改定
- 今回の改定は、令和3年度以前の実態調査結果を踏まえ、作業船等の新造実績や改造実績を考慮し見直し

分類	船種・分類	改正／現行
		日当り損料額
主 作 業 船	ポンプ浚渫船（1,100PS未満）	1.00
	ポンプ浚渫船（1,100PS以上）	1.09
	汚泥浚渫船	1.23
	クラブ浚渫船（普通） アンカーD（3.5m3未満）	1.00
	クラブ浚渫船（普通） アンカーD（3.5m3以上）	1.00
	クラブ浚渫船（普通） アンカーDE	1.00
	クラブ浚渫船（普通） スパッドD（3.5m3未満）	1.27
	クラブ浚渫船（普通） スパッドD（3.5m3以上）	1.27
	クラブ浚渫船（硬度） アンカーD	1.00
	クラブ浚渫船（硬度） スパッドD	1.26
	クラブ浚渫船（岩盤） アンカーD	1.00
	クラブ浚渫船（岩盤） スパッドD	1.23
	バックホウ浚渫船	1.00
	マイクロポンプ船	1.00
	リクレーマ船	1.00
	バージアンローダ船	1.00
	空気圧送船	1.23
	自航起重機船 固定	1.00
	自航起重機船 旋回	1.12
	起重機船 固定D	1.00
	起重機船 旋回D（400t吊未満）	1.35
	起重機船 旋回D（400t吊以上）	1.35
	起重機船 固定DE（400t吊未満）	1.03
	起重機船 固定DE（400t吊以上）	1.18
	起重機船 旋回DE（400t吊未満）	1.25
	起重機船 旋回DE（400t吊以上）	1.26
	起重機船 固定DH	1.09
	クレーン付台船 【カ-ラクル-ソ】	0.99

分類	船種・分類	改正／現行	
		日当り損料額	
主 作 業 船	杭打船（重錘式）	1.00	
	杭打船（ディーゼルハンマ式）（D-25、D-45）	1.00	
	杭打船（ディーゼルハンマ式）（D-72、D-80）	1.00	
	杭打船（油圧ハンマ式）	1.61	
	杭打船（スチームハンマ式）	1.00	
	コンクリートミキサー船	1.19	
	ケーソン製作用台船	1.00	
	自己昇降式台船	1.00	
	深層混合処理船	1.45	
	サンドドレーン船	1.00	
	サンドコンパクション船（2連装）	1.00	
	サンドコンパクション船（3連装）	1.27	
	付 属 作 業 船	揚錨船	1.25
		引船（鋼製）	1.30
		押船	1.00
交通船（鋼製）		1.46	
交通船（FRP製）		1.07	
潜水士船		1.00	
ガット船		1.54	
ガットバージ		1.14	
石運船		1.00	
土運船（開閉式）		1.18	
土運船（密閉式）		1.00	
押航土運船（開閉式）		1.00	
押航土運船（密閉式）		1.17	
台船		1.09	
スパット台船		1.57	

◆各種__実態調査を実施



◆ 実態調査

施工情報調査

施工歩掛の改定・廃止のために実施する実態調査であり、「モニタリング調査」と「詳細調査」に分類される。

新規歩掛検討調査

新たな歩掛を策定するために行う調査。(詳細調査と同様な調査内容)

間接工事費等諸経費動向調査

毎年度、港湾浚渫工事、港湾構造物工事、海岸工事(港湾に関わる海岸)についてデータを収集し、現行積算基準との比較解析を行い、一定の乖離がある場合、間接工事費等の改定を行う。

作業船稼働実態調査

「船舶および機械器具等の損料算定基準」を定めるために必要な、作業船等の購入価格、稼働実績及び管理費等について、作業船等の所有者を対象に行っている実態調査。

公共事業労務費調査(51職種+ダイバー)

公共工事を実施している会社の実態調査(賃金支払い)を基に「公共工事設計労務単価」を決定し公表

調査設計業務等技術者給与等実態調査

公共事業の業務委託等のうち調査設計等業務および地質調査業務(現場業務)に従事する技術者に対する実態調査(賃金支払い)を基に「設計業務委託等技術者単価」を決定し公表

Ⅲ. その他

1. 低入札価格調査基準計算式の改定（工事）
2. 工事費内訳書の提出様式について（情報提供）
3. 諸経費検証モデル工事の試行について（情報提供）

【R4. 2. 18付国交省HPより】

低入札価格調査基準とは

- ・予算決算及び会計令第85条に規定
- ・「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- ・この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施
履行可能性が認められない場合には落札者とししない

低入札価格調査基準の計算式の改定について

- 令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、**低入札価格調査基準の計算式を改定**
「一般管理費等×0.55」⇒「**一般管理費等×0.68**」

現行

R4. 4. 1～

【範囲】

予定価格の 7.5/10～9.2/10
の範囲内で設定

【計算式】

- ・直接工事費×0.97
- ・共通仮設費×0.90
- ・現場管理費×0.90
- ・**一般管理費等×0.55**

上記の合計額×消費税

【範囲】

予定価格の 7.5/10～9.2/10
の範囲内で設定

【計算式】

- ・直接工事費×0.97
- ・共通仮設費×0.90
- ・現場管理費×0.90
- ・**一般管理費等×0.68**

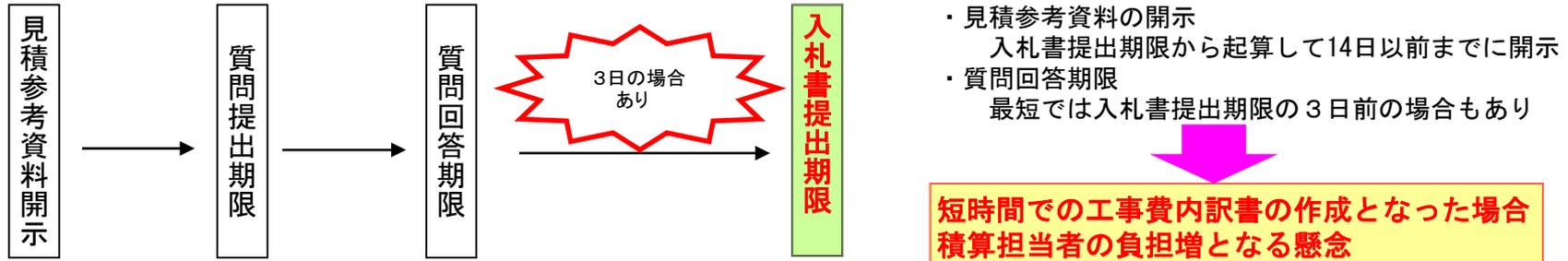
上記の合計額×消費税

【注意事項】

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定

○現在も、適切な契約手続期間の確保を実施しているところですが、発注時期によっては、質問回答期限から短時間で入札書提出期限を迎える場合もあり工事費内訳書の作成の省力化を検討。

【契約手続スケジュール】



【現在】

工事費内訳書の様式は「入札説明書に定める様式等について（別記様式7-1）」を参照することとし、特記仕様書に示す工事数量総括表に掲げる工事区分、工種、種別、細別規格に対応する単位、数量、単価及び金額を表示したものとする（ただし、発注者名、商号又は名称、代表者氏名、住所及び工事名を記載すること。）なお、電子入札システムによる場合は、Excel形式で提出すること。

工種（レベル2）
種別（レベル3）
細別（レベル4）
規格（レベル5）

【改定案】

工事費内訳書の様式は「見積参考資料」を参考にし、記載内容は最低限、工事数量総括表に掲げる工事区分、工種、種別、細別規格に対応する単位、数量、単価及び金額を表示する。

工種（レベル2）
種別（レベル3）
細別（レベル4）
規格（レベル5）
積算要素（レベル6）・・・代価表

※現時点での検討案。

【期待される効果】

見積参考資料の内容での提出とすることで、工事費内訳書作成の効率化や省力化など積算担当者の負担軽減に繋がる。

【令和4年7月1日以降に公告する工事から適用】

【背景】

- 港湾工事において必要不可欠な作業船は、年々減少し、20年間で半減。また、高齢技能者の大量退職や新規入職者の減少にも直面。
- 作業船を有する下請企業において、現状の港湾工事の利益水準では、更新投資や人材確保等を行うだけの安定的な経営基盤が確立できておらず、このままの状況が続けば、円滑な港湾工事の実施や迅速な災害対応に支障を来す恐れ。

【目的】

- 港湾建設業等における取引事業者全体での付加価値の向上や適正な転嫁を進める環境整備を促進するため、「港湾工事パートナーシップ強化宣言」を行い下請契約を締結する元請企業に対し、**現場管理費率を割増し、下請への波及効果を検証するモデル工事を試行する。**

【対象工事】

- 作業船を使用する工事（海岸工事を除く） →北陸対象工事は検討中

【実施内容】

○確認方法

- ▶ 三者連絡会（工事着手後、最終変更前）において、発注者が元請企業と下請企業間の諸経費等の見積書等を確認するとともに、下請企業に契約の実施状況をヒアリングする。

○現場管理費率の補正

- ▶ 以下の全ての条件を満たした場合に、**割増を考慮した現場管理費率を適用し契約変更**を行う。
 - ① 「港湾工事パートナーシップ強化宣言」の提出。
 - ② 見積書等において、労務単価、船舶および機械器具等の損料単価、共通仮設費の内訳、現場管理費の内訳、一般管理費等を明示。合わせて、割増となる予定の現場管理費が下請企業の一般管理費等に反映されること。

※ 見積書等の提出は、1次下請までは必須とする。

2次下請以降は任意とするが、見積書等の作成を発注者、元請企業から推奨する。

- ▶ 上記①②が確認できない場合は、割増を考慮した現場管理費率を適用した契約変更は行わない。